

環境衛生課からの お知らせ



吉備庁舎 環境衛生課
清水行政局 建設環境室
52-2111

〜ごみ分別すれば資源〜

冬の節電にご協力ください

今冬の関西電力管内において電力が安定して供給されるためには、『一定の節電』が必要です。安心して電気を利用できるよう、節電の着実な実施についてご協力をよろしくお願いします。

期間は3月31日(木)までの9時から21時までの間、家庭では特に18時から21時までとなっております。昨冬と同様に節電にご協力いただき、平成22年冬と比べて9%以上の節電をお願いします。

留意事項

高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられるご家庭には、健康上の支障を及ぼさない範囲での節電をお願いします。

具体的な実践例

・空調の設定温度は20度を目安に、

環境センターから 処理できないものについて

環境センターでは次のようなものは処分することができません。決して町が収集するゴミとして出さないようにしてください。

なお、個人が直接環境センターに持ち込んでも引き取ってもらえません。これらの物は専門業者か中間処理業者に処理を委託してください。

- 家電リサイクル法該当品(テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機)
- 農業用資材(マルチシートやビニールハウスの資材、肥袋、農薬のビンや袋、薬散ホース、防風ネット、田の波板など)
- 草刈り機の刃
- 産業廃棄物と認定されているもの
- 廃油
- レンガ、石、土、コンクリートなど
- 鉄骨の切れ端
- 金庫
- 自動車、単車の本体および部品
- バッテリー
- エンジン
- タイヤ
- 塩化ビニール製品(塩ビ管、雨桶など)
- 消火器
- プロパンボンベ(カセットボンベは出せますが中身を完全に抜いてください)
- ワイヤーおよびロープ
- 硬い工具
- 漁網
- モーター
- パレット
- 石膏ボード
- 浴槽
- 断熱材 など



ネット



断熱材



自動車用サスペンション



マルチシート

※右の写真は環境センターでは処理できず、町が引き取った物の一部です。毎月のように町収集のゴミとして出されています。

生ゴミ処理機購入補助制度の申請について

平成27年度の補助金申請は3月31日までです。購入前の事前申請が必要となりますので、購入を検討されている方は、お早目に申請してくださいますようお願いいたします。

